

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人善陽会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市白南風町1番16号エスプラザ203

(3) 設立認可年月日 平成15年3月10日

(4) 設立登記年月日 平成15年3月19日

(5) 役員及び評議員

	施設の名称	備 考
理事長	山口 善久	
理 事	関岡 由佳	
理 事	田栗 哲子	
理 事	関岡 昌樹	
監 事	山口 精一	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	やまぐち整形外科・ リハビリテーション科	長崎県佐世保市白南風町1番16号 エスプラザ203	0床
歯科診療 所	スマイルファミリー歯 科	長崎県佐世保市白南風町1番16号 エスプラザ302	0床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年9月24日 第19期決算承認

令和4年7月29日 第21期事業計画書案承認

様式 3 - 4

法人名 医療法人善陽会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町1番16号 エスプラザ203

貸 借 対 照 表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	133,053	I 流動負債	22,130
II 固定資産	329,378	II 固定負債	92,649
1 有形固定資産	178,287	負債合計	114,779
2 無形固定資産	427	純資産の部	
3 その他の資産	150,664	科 目	金 額
III 繰延資産	1,678	I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	339,330
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	349,330
資産合計	464,109	負債・純資産合計	464,109

様式 4 - 2

法人名 医療法人善陽会

所在地 長崎県佐世保市白南風町1番16号 エスプラザ203

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	257,751
2 事業費用	229,140
本来業務事業利益	28,611
事業利益	28,611
II 事業外収益	3,268
III 事業外費用	318
経常利益	31,561
IV 特別利益	196
V 特別損失	204
税引前当期純利益	31,553
法人税等	7,742
当期純利益	23,811

様式 2

法人名 医療法人善陽会
 所在地 長崎県佐世保市白南風町1番16号 エスプラザ203

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額 464,109 千円
 2. 負 債 額 114,779 千円
 3. 純 資 産 額 349,330 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	133,053
B 固 定 資 産	329,378
C 繰 延 資 産	1,678
D 資 産 合 計 (A+B+C)	464,109
E 負 債 合 計	114,779
F 純 資 産 (D-E)	349,330

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人善陽会

理事長 山口 善久 殿

私は、医療法人善陽会の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長からその職務の執行状況を聴取し、会計事務所から重要な決裁書類等の説明を受け、診療所内において業務及び財産の状況を確認し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の確認を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、税務会計基準及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

令和4年9月26日

医療法人善陽会

監事 山口 精一